

証拠調べ請求書(5)

2013年9月19日

上記弁護人弁護士 長 谷 川 直 彦

同 大 口 昭 彦

同 萩 尾 健 太

同 河 村 健 夫

1 意見書(弁15)

(1) 作成者

首藤重幸

(2) 作成日

2013年9月19日

(3) 立証事項

本件に於いて、公務執行妨害罪の成立の前提問題となる、2010年8月10日の大高氏への裁判所外への退去命令とその執行が適法か否かにつき、通常の庁舎ではない裁判所という特殊な性格を有する場所において行われていることに着目すれば、違法であると評価せざるを得ないこと

(4) 請求の理由

同意見書は、裁判所庁舎という、公用物ではあるが裁判の公開の趣旨から裁判所へのアクセスが保障されなければならない特殊な場における調査管理規程の性質、それに基づく携帯電話持ち込み禁止命令の趣旨、構外退去命令の要件、公物

警察権と実力行使の限度について、行政法学の公物法の見地と憲法の裁判の公開の観点から明らかにしたものである。

本件に於いては、新屋達之教授の意見書及び新屋達之教授自身が取り調べられたが、新屋教授は刑事法の観点から原判決を批判する意見書を作成し証言をなした者であり、公物法の観点で原判決を批判する首藤重幸教授の意見書及びは、それとは観点を異にするものである。公務執行妨害罪の成立要件である公務の適法性が認められるかに関わって、首藤重幸教授の意見書の取調をなす必要性はきわめて高い。

2 証人・首藤重幸

(1) 証人の地位

早稲田大学法学大学院教授

(2) 住 所

新宿区西早稲田 1 - 6 - 1 早稲田大学法学大学院気付

(3) 尋問時間

約 60 分

(4) 立証趣旨

意見書の作成の真正、およびその内容の信用性、

本件に於いて、公務執行妨害罪の成立の前提問題となる、2010年8月10日の大高氏への裁判所外への退去命令とその執行が適法か否かにつき、通常の庁舎ではない裁判所という特殊な性格を有する場所において行われていることに着目すれば、違法であると評価せざるを得ないこと

(5) 請求の理由

意見書の理由とほぼ同じであるが、証人は長年大学で講義をしてきた経験から、意見書記載の内容を口頭でわかりやすくかつ論理的に説明する能力に長けていることから、意見書自体が不同意とされた場合は勿論、意見書が同意された場合であっても、同人から直接本件構外退去命令とその執行の違法性を証言してもらう必要性は高いのである。

以上